

# 洗足学園小学校 いじめ防止基本方針（2024年4月改定）

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、洗足学園小学校に在籍する全児童が充実した生活を送ることができるよう、学校・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等のための対策を効果的に推進し「いじめ問題」を防止することを目的に策定する。

## 1 いじめの定義

---

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

\*いじめには悪意のない好意からの行為で苦痛を感じた場合、言葉の意味の解釈の違いにより傷ついた場合なども含まれる。

## 2 洗足学園小学校のいじめ問題の基本認識

---

- （1）いじめはどの学校、どの学級、どの児童にも起こり得るものである。また、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでおり、全く無関係の児童はいない。
- （2）いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- （3）いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様である。
- （4）いじめは大人が気づかない場面で行われることが多く、発見しにくい。
- （5）いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- （6）いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。
- （7）いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 教職員の責務

---

全教職員は、「いじめ問題の基本方針」に基づき、本校に在籍する児童生徒の保護者・その他関係者と連携を図りつつ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めるものとする。

#### 4 洗足学園小学校におけるいじめ防止等対策組織

---

##### (1) 組織の名称

いじめ対策委員会

##### (2) 組織の構成

校長、教頭、いじめ対策担当教員。

状況に応じて、担任、学年付き教員、カウンセラー等を加える。

##### (3) いじめ対策委員会の役割

① 洗足学園小学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認をする。

② いじめを早期発見するためのアンケート調査の実施と結果の分析をおこなう。

③ 全教職員に対して意識啓発をおこなう。

④ いじめの疑いや児童の問題行動に係る情報を収集し、共有化を図る。

⑤ いじめ事実の確認及び記録をおこない、対策案を練る。

⑥ 該当児童への指導、該当保護者への対応をおこなう。

⑦ 学級への指導体制の強化及び支援をおこなう。

⑧ 外部組織への協力要請や、学園本部への連絡をおこなう。

##### (4) 組織対策図

別紙1参照

#### 5 いじめを未然に防ぐ取り組み

---

##### (1) 豊かな人間性を育むための取り組み

他者の痛みや感情を受容するための想像力や感受性を身につけ、互いに認め合える人間関係を、児童が自ら築いていくために、次にあげる①～③の活動を中心に、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設定する。

① 学級活動、学級における班、係活動

② 縦割り活動

③ 児童会活動

##### (2) いじめに関しての理解を深めるための取り組み

道徳的判断力を高め、「いじめをしない」心を育てるための道徳教育を実施する。

##### (3) 規律ある授業の推進

全児童が、規律正しい態度で主体的に学校生活を送り、集団の一員としての自覚や自信を育むために、全ての児童が活躍でき自己を肯定できる授業、規律ある授業をおこなう。

##### (4) 児童と担任との信頼関係の構築

児童と担任との信頼関係は、安心して学校生活を送るための基本である。本校では毎日、日記を書いて担任に提出するが、児童が担任に対して素直な気持ちを表現することができるような関係を築く。

##### (5) 教職員の資質能力の向上

① 教員研修を行い、いじめの未然防止のために個々の資質を高める。

② 研究授業の際には教科の観点だけでなく、生活指導の観点をもって研究をすすめる。

## (6) 保護者への協力要請

いじめの未然防止のために、保護者会や学年便り等を利用して児童の状況を知らせ、協力をお願いする。

## 6 いじめを早期発見するための取り組み

---

### (1) 教員間の情報の共有と集約

本校では児童と担任以外の教員とが接する機会が多いため、より多くの目で児童を見ることができただけでなく、児童が担任には見せない一面が見える場面も多い。担任以外の教員が目にした児童の些細な変化は、日々担任に報告して集約し、さらに、担任からは他の担当教員に情報を伝えて共有する。

### (2) 日記漢字の活用

毎日児童が提出する日記漢字に書かれている、内容、文字の乱れ、文章量の極端な増減などを確認し、児童の変化を把握する。

### (3) 児童に対するアンケートの実施

- ①学期に一度、アンケート調査を実施する。
- ②アンケート調査に基づき、必要に応じて児童と面談をおこなう。

### (4) 相談体制

- ①スクールカウンセラーに相談できる場を設定する。
- ②全教員のメールアドレスを公開し、保護者が話しづらいことや些細な変化などを教員に連絡しやすい体制をととのえる。
- ③学期に一度の個人面談にて、担任と保護者が話す機会を設ける。

## 7 いじめに対する措置

---

### (1) いじめの発見・通報を受けた時

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合には直ちにその場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしい行為を発見した場合、または相談や訴えがあった場合には、特定の教職員で抱えこまず、「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有し、対応について検討する。
- ③係児童及び保護者への指導・支援を行う。

### (2) いじめがおきた集団への働きかけ

- ①いじめが起きた集団（グループ、学級、学年等）の児童に対しても、いじめが起きたことを自らの問題として捉えさせ、集団の一員として互いに尊重しあえる人間関係を構築できるように指導をおこなう。
- ②いじめを見ていた児童に対しては、いじめを止めることができなくても、速やかに誰かに知らせることも正しい行為であることを指導する。
- ③直接いじめ行為をしていなくても、はやし立てたり同調したりしていた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。
- ④いじめが解消した後も、重点的に観察し、必要な指導を継続的におこなう。

### (3) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するように指導をする。

## 8 重大事態への対処

---

### 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合  
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合  
ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

- (1) 重大事態が発生した場合には、直ちに学校法人洗足学園本部ならびに神奈川県知事に報告する。  
(2) 学校でおこなう調査結果については、必要に応じて関係する児童とその保護者に対して適切に情報提供をする。  
(3) 調査結果を踏まえ、再発防止のために必要な取り組みを進める。

## 9 保護者との連携

---

「いじめ防止対策推進法第九条」では以下が保護者の役割とされている。

- ・ 保護者は子の教育について第一義的責任を有するものである。
- ・ 保護者は保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行う。
- ・ 保護者は児童がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとされている。
- ・ 保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努める。

これらを踏まえ、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

また、日頃から保護者との連携を密にし、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。

別紙1 組織対策図

